

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成28年 5月27日
【会社名】	株式会社リテールパートナーズ (旧会社名 株式会社丸久)
【英訳名】	RETAIL PARTNERS CO., LTD. (旧英訳名 MARUKYU CO., LTD.) (注)平成27年 5月28日開催の第62期定時株主総会の決議により、 平成27年 7月 1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 康男
【本店の所在の場所】	山口県防府市大字江泊1936番地
【電話番号】	0835(20)2477(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 実
【最寄りの連絡場所】	山口県防府市大字江泊1936番地
【電話番号】	0835(20)2477(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年5月26日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき9円、総額238,922,613円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款第17条（員数）について、経営統合の定着等により、取締役の員数の下限を削除するものであります。

会計監査人について変更案第6章の各規定を新設するものであります。

現行定款第35条（剰余金の配当）を変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）に変更するとともに、変更案第39条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。また、現行定款第36条（自己株式の取得）を削除するものであります。

上記条文の新設、変更及び削除により、条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として田中康男、池邊恭行、武野茂人、清水実、川野友久、沖田哲義及び柴尾敏夫の7名を選任するものであります。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役補欠者として橋本洋樹の1名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	223,545	45	0	(注)1	可決 84.46
第2号議案	212,281	10,510	800	(注)2	可決 80.21
第3号議案					
田中 康男	223,539	52	0	(注)3	可決 84.46
池邊 恭行	223,541	50	0	(注)3	可決 84.46
武野 茂人	223,539	52	0	(注)3	可決 84.46
清水 実	223,542	49	0	(注)3	可決 84.46
川野 友久	223,542	49	0	(注)3	可決 84.46
沖田 哲義	222,584	1,007	0	(注)3	可決 84.10
柴尾 敏夫	223,506	85	0	(注)3	可決 84.45
第4号議案					
橋本 洋樹	223,535	56	0	(注)3	可決 84.46

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上